

## 1. 基礎研修のおさらい～複式簿記と発生主義会計～

今年度から複式簿記・発生主義による新公会計制度が導入され、4か月が経過しました。

従来の官庁会計で予算執行を行う際、新公会計に基づく『仕訳』も同時に作成していますが、事業活動の原因と結果の2つの側面にとらえ、借方（左側）と貸方（右側）に勘定科目と金額を記載したものが『仕訳』です。

今回は、特に多くの担当者が日々財務会計処理を行っている『歳出』に関する仕訳を取り上げます。

『歳出』の仕訳を説明するにあたり、まずは簿記の基礎知識をおさらいします。

### 【仕訳の法則】

仕訳を作成する際、借方と貸方のいずれに記載するかは下記の「仕訳の法則」に従って行います。

例えば、消耗品を購入して需用費を計上する場合、「費用の発生」ですので、借方（左側）に物件費勘定を、支払代金は現金預金（資産）の減少ですので、貸方（右側）に記載します。

	借方（左側）に書く	貸方（右側）に書く
資産	資産の増加	資産の減少
負債	負債の減少	負債の増加
純資産	純資産の減少	純資産の増加
収入	収入の取り消し	収入の発生
費用	費用の発生	費用の取り消し

### 【主な仕訳パターン】

仕訳には想定されるパターンがいくつかあります。借方の要素と貸方の要素の組み合わせを考えると、通常発生する仕訳は13パターンに分かれますが、基本的に日々作成する仕訳は以下の6パターンに分かれます。

#### ○基本パターン

仕訳パターン	借方	貸方	具体例
①	資産	収入	市税の収入調定 等
②	費用	負債	出納整理期間中に支払いが完了しない場合
③	資産	負債	地方債の発行 等
④	負債	資産	地方債の償還 等
⑤	資産	資産	固定資産の購入 等
⑥	費用	資産	消耗品の購入、減価償却費の計上 等

消耗品を購入し、預金から100支払った。  
（一般的な取引かつ会計上の取引）



※上記仕訳以外にも想定される仕訳（例：負債／費用）はありますが、主に反対仕訳、修正仕訳であるため、通常は想定されません。

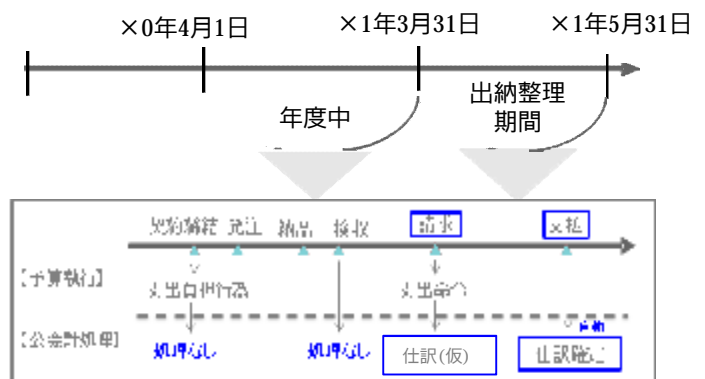
## 2. 歳出に係る仕訳計上のタイミング

○ 従来の官庁会計は、予算科目によって現金の変動のみを管理しているのに対し、複式簿記・発生主義に基づく新公会計では、歳出の取引発生を勘定科目による仕訳として記録します。

○ 物件費や工事請負費等の歳出は、発生主義に基づき、購入や役務提供の検収時点で費用等にかかる取引が発生したと捉えることとなります。

○ この点、郡山市では実務上の煩雑さを考慮し、**原則として、支出命令時に費用等に係る会計処理を行う**こととしました。

※ただし、期末日までに検収が完了し、支出命令をしていないものであって、出納整理期間中に支払いを完了する場合、当該検収が完了した年度に発生した費用として計上します。



### 3. 歳出に関する仕訳事例（費用計上するケース）

#### 【事例－人件費】

X1年5月20日に、X1年4月分の給料200を職員に対し支払った。

【起票日】⇒×1年5月20日 【仕訳パターン⑥】⇒

#### 【解説】

給料の支出命令時に、人件費（行政コスト計算書の費用）という費用が発生し、同額を支出しているため、現金預金（貸借対照表の資産）を減額する。

(借) 人件費 200 / (貸) 現金預金 200  
【費用勘定】 【資産勘定】

#### 【取引の原因】

人件費の発生  
(費用の発生→借方)

#### 【取引の結果】

現金預金の支払  
(資産の減少→貸方)

### 4. 歳出に関する仕訳事例（固定資産を計上するケース）

#### 【事例－公有財産】

- (1) X1年4月1日に新庁舎（建物）の建設工事契約（契約額800）を締結した。
- (2) X2年3月30日に（1）の建物建設工事が完了し、検収を行った。
- (3) X2年4月30日に（1）の建物建設工事代金800を支払った。
- (4) X2年4月30日に（1）の建物を台帳に登録した。
- (5) 決算（X3年3月31日）が到来したため、減価償却費16（800÷50年）を計上した。

※歳出の仕訳は原則として支出命令時に作成するため、（1）契約締結時及び（2）検収時には仕訳は作成しません。

#### (3) の仕訳

【起票日】⇒×2年4月30日 【仕訳パターン⑤】⇒

#### 【解説】

工事代金の支出命令時に、建設仮勘定（貸借対照表の資産）という資産が増加し、支出額について現金預金（貸借対照表の資産）を減額します。

(借) 建設仮勘定 800 / (貸) 現金預金 800  
【資産勘定】 【資産勘定】

#### 【取引の原因】

固定資産の取得  
(資産の増加→借方)

#### 【取引の結果】

現金預金の支払  
(資産の減少→貸方)

#### (4) の仕訳

【起票日】⇒×2年4月30日 【仕訳パターン⑤】⇒

#### 【解説】

工事代金の支出命令時と同時に、建設仮勘定から建物（本勘定）への振替を行います。

(借) 建物 800 / (貸) 建設仮勘定 800  
【資産勘定】 【資産勘定】

#### 【取引の原因】

固定資産の台帳登録  
(資産の増加→借方)

#### 【取引の結果】

建設仮勘定の振替  
(資産の減少→貸方)

#### (5) の仕訳

【起票日】⇒×3年3月31日 【仕訳パターン⑥】⇒

#### 【解説】

定額法に基づき算出した減価償却費を、毎年度、決算整理によって費用計上することにより、使用期間の各年度における費用負担の平準化を図ると同時に、固定資産の金額を減額させることにより、使用による価値の減少を表します。

(借) 減価償却費 16 / (貸) 建物 16  
【費用勘定】 【資産勘定】

#### 【取引の原因】

行政活動に使用  
(費用の発生→借方)

#### 【取引の結果】

経済的価値の減少  
(資産の減少→貸方)

## 5. 間違いやすい仕訳パターン

歳入：歳入仕訳パターンの初期表示は、歳入の節・細節ごとに予め設定されている仕訳パターンが表示されます。

歳入の節・細節と仕訳パターンは、大半は1対1で対応しているのですが、**国や県からの補助金など、一部の科目に関しては、節・細節に対して複数の仕訳パターンが設定されているので注意が必要です。**仕訳登録の際には必ず仕訳パターンのボタンをクリックして、仕訳パターンが複数あるかどうかを確認してください。

歳出：歳出仕訳パターンは、節・細節に関連付けられています。

一つの仕訳パターンだけが関連付けられている節・細節の場合は、選択を間違えることはないのですが、仕訳パターンの確認は不要ですが、**複数の仕訳パターンが関連付けられている節・細節については、仕訳パターンを正しく選択したかどうかを確認する必要があります。**

特に、**委託料や工事請負費などは、資産に計上するものかまたは費用に計上するものかどうかを判断する必要があります。**

具体的な判断基準については「仕訳パターンの解説(※1)」で確認してください。

(※1) ガルーン掲示板⇒財政課⇒新公会計制度・複式簿記関係

複数の仕訳パターンがある主な節・細節（歳出）

(赤字は特に注意が必要)

節	細節	名称	内容	仕訳パターン名称
8	1	報償費（金銭）	現金で支給するもの	補助費
	1	報償費（金銭）	消防団員の給与に係るもの	人件費
	2	報償費（物品）	物品で支給するもの	物件費
11	10	修繕料	施設等の修繕に係るもの	維持補修費
			設備等の改修で資産形成につながるもの	BS建設仮勘定
			固定資産台帳掲載のもので、上記に併せて解体するもの	BS固定資産除却・解体
12	6	手数料	下記を除く役務費	物件費
			商標登録等出願手数料など	BSその他無形
13		委託料	土地・工事関連の委託料のうち資産計上に関する要領(※2)に基づき費用に計上するもの	物件費
			生活保護法、児童福祉法などに基づいて支給する費用及び郡山市が単独で行う各種扶助のうち、委託料で支出しているもの	扶助費
			施設などの効用を保全するための委託料	維持補修費
			固定資産に係る委託料のうち、資産計上に関する要領(※2)に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定
			固定資産台帳に掲載する物品等を委託料で作成するもの	BS物品
14		使用料及び賃借料	リース資産以外の使用料及び賃借料	物件費
			リース資産計上物件の使用料及び賃借料(※3)	BSリース債務返済
			リース資産計上物件の使用料及び賃借料に係る利息(※3)	リース債務利子
15		工事請負費	固定資産に係る工事請負費のうち、資産計上に関する要領(※2)に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定
			固定資産に係る工事請負費のうち、資産計上に関する要領(※2)に基づき費用に計上するもの	維持補修費
			建物や工作物等の解体に係るもの	BS固定資産除却・解体
16		原材料費	施設(道路、建物など)補修用の原材料	維持補修費
			施設補修以外に使用する原材料	物件費
18		備品購入費	物品以外の備品購入(1個の取得価額が50万円〔美術品は300万円〕未満の備品)	物件費
			物品の購入(1個の取得価額が50万円〔美術品は300万円〕以上の備品)	BS物品

節	細節	名称	内容	仕訳パターン名称
19	負担金補助及び交付金		下記を除く負担金、補助及び交付金	補助費等
			生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び郡山市が単独で行う各種扶助のうち、負担金及び補助金で支出しているもの	扶助費
			固定資産の建設工事等に関する負担金のうち、資産計上に関する要領（※2）に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定
			職員互助会に対する補助金	人件費
			ビッグアイ特別修繕積立負担金	維持補修費
			企業会計への繰出金	繰出金
22	補償補填及び賠償金		下記を除く補償、補填及び賠償金	補助費等
			固定資産の買収に係る移転補償費等で、資産計上に関する要領（※2）に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定
23	償還金利子及び割引		下記を除く償還金、利子及び割引料	補助費等
			地方債の元金償還金	BS地方債償還元金
			地方債の利息	BS地方債利息
			扶助費に係る国庫支出金の返還	扶助費(国庫支出返還金)
			扶助費に係る県支出金の返還	扶助費(県支出返還金)

(※2) (※3) ガルーン掲示板⇒財政課⇒新公会計制度・複式簿記関係

## 6. 忘れやすい仕訳処理

### (1) 歳入充当先入力（システム操作マニュアル（※4）8ページ参照）

歳入仕訳登録の際には、充当先を必ず登録してください。

これまでに登録した仕訳で、充当先未登録のものは仕訳修正から登録してください。

### (2) 一括仕訳設定及び登録（システム操作マニュアル（※4）19ページ～26ページ参照）

財務会計システム上画面を介さずにバッチ処理で一括起票されるものなどは仕訳登録がされません。各所属において、仕訳登録されていない財務伝票を検索し、一括で登録してください。

一括仕訳が必要な主な伝票

- 納税通知書など、システム以外で出力した納付書に対する収入伝票・・・（借）現金預金 / （貸）未収金
- 電気料、電話料、水道料などの公共料金に対する支出命令・・・（借）物件費 / （貸）現金預金
- 集中購買、共通物品購入に対する支出命令・・・（借）物件費 / （貸）現金預金

一括仕訳設定：公会計システム ⇒ 共通管理 ⇒ 一括仕訳設定保守

一括仕訳登録：公会計システム ⇒ 仕訳管理 ⇒ 一括仕訳登録

(※4) ガルーン掲示板⇒財政課⇒新公会計制度・複式簿記関係

## 5. 今後の予定

時期	内容	備考
平成27年8月24日	マネジメント研修	
平成27年8月26日～9月1日	固定資産台帳システム操作研修	
平成27年10月5日	固定資産台帳システム稼働	

◎ご質問等がございましたら、財政課までお問合せください。

連絡先：財政課 TEL:924-2908 FAX:931-3245 E-mail: [zaisei@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:zaisei@city.koriyama.fukushima.jp)